

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第1回

熊野町農業委員会

令和5年第1回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年1月20日(金) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

| | | |
|---------|-----|--------|
| 委員 | 1番 | 庄賀 深雪 |
| 委員 | 2番 | 福垣内 信行 |
| 委員 | 3番 | 菅尾 寛治 |
| 委員 | 4番 | 井尻 隆雄 |
| 委員 | 5番 | 立花 宏保 |
| 委員 | 6番 | 木原 哲男 |
| 委員 | 7番 | 橋川 勝則 |
| 委員 | 8番 | 空田 忠 |
| 会長職務代理者 | 9番 | 原 恭博 |
| 会長 | 10番 | 中村 家隆 |

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

6. 議事録署名委員(2人)

| | | |
|----|----|--------|
| 委員 | 2番 | 福垣内 信行 |
| 委員 | 3番 | 菅尾 寛治 |

7. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 堀野 准 |
| 課長補佐 | 諏訪本 壮太 |

会議の概要

| | |
|------------|--|
| <p>議長</p> | <p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第1回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>2番 福垣内委員、3番 菅尾委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(議事日程 朗読)</p> |
| <p>議長</p> | <p>日程第1、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>なお、当案件と次の日程第2 議案第2号の案件については、令和4年10月20日に開催した令和4年第9回農業委員会ですでに審議し、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告及び補足説明についても説明済でありますので、農地利用最適化推進委員による説明は省略することとし、本日は欠席頂いておりますのでご承知おきください。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第1号及び議案第2号の2議案は、今年10月20日に開催した、令和4年第9回熊野町農業委員会の議案第50号及び議案第51号議案として、「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」で、すでにご審議いただいた案件でございます。</p> <p>その審議をもって、先月12月初旬に計画書の一部変更を終え、いわゆる農振除外が完了した農地でございます。</p> <p>今回は、そのことを踏まえて、農地転用手続きを行うものとなっております。転用目的は、1件は太陽光発電設備で、もう1件は駐車場となっております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の現地調査につきましては、その際に行って頂いておりますので、今回は行っておりません。</p> <p>まず、議案第1号についてでございますが、配布させていただいております資料の4ページのとおりで、場所は、萩原地区の〇〇〇〇〇から南東方面</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>に位置する田 2 筆となっております。</p> <p>農振除外手続きは、1 筆でございましたが、もう 1 筆はすでに除外地となっていたため、手続きは行わず、今回の農地転用手続きとなっております。</p> <p>申請地は現在耕作されておらず、転用理由としましては、太陽光発電設備の設置となっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p> |
| 議場 | <p>(全員：質問なし)</p> |
| 議長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第 1、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p> |
| 議場 | <p>(全員：異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> |
| 議長 | <p>続いて、日程第 2、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 2 号についてでございますが、さきほどの議案と同じく農振除外が完了した農地でございます。</p> <p>配布させていただいております資料の 8 ページのとおりで、</p> <p>場所は、初神地区の〇〇〇〇〇から北部農道方面へ約 1 0 0 m 程度北上したところに位置する田 1 筆となっております。</p> <p>申請地は狭小地ということもあり、現在耕作されておらず、転用理由としましては、隣接地の駐車場の一部としての活用となっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p> |
| 議場 | <p>(全員：質問なし)</p> |
| 議長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第 2、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議場 | (全員：異議なし) |
| 議長 | 異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。 |
| 議長 | 続いて、日程第3、議案第3号「農地法に基づく熊野町農業委員会の「別段の面積」の廃止について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>議案第3号の「農地法に基づく熊野町農業委員会の「別段の面積」の廃止について」を説明いたします。</p> <p>まず、農地法による下限面積についてご説明します。農地法では、経営規模の小さい農家では営農を続けていくことが成り立たないとして、農地取得をする場合の下限面積を定めており、法律上は、法第3条第2項第5号の規定により、本来、5000平方メートルが下限となっておりますが、同5号及び法施行規則第17条の規定により、1000平方メートルを限度として、それぞれの農業委員会で別段の面積を定めることが出来るようになっております。</p> <p>熊野町農業委員会では、この規定に基づきまして、平成23年9月20日付けで別段の面積を、法で定める最下限である1000平方メートルに定めており、農地を取得する場合は、この条件を満たさねばならないこととなっております。</p> <p>この下限面積について定めてある法律上の規定が、令和5年3月31日をもって廃止されることが法改正により決まっていることから、独自で定めた下限面積も廃止しようとするものでございます。</p> <p>これにより、今後は、農地法第3条で農地を取得しようとする場合、従事日数等の要件は以前のまま変更はございませんが、面積上の要件は撤廃されることとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | ありがとうございました。当案件について、何か質問はありますか。 |
| 原委員 | 耕作要件として、農業機械はレンタルでも良いのですか。 |
| 事務局 | 農地を効率的に利用していることが要件であるため、レンタルであっても認めることは出来ると思います。 |

| | |
|------|---|
| 井尻委員 | 農地を取得するには、どのような要件があるのですか。 |
| 事務局 | 農業に従事する日数のことや機械をお持ちですべての農地を効率的に耕作していること等が要件となります。 |
| 議長 | それでは、お諮りします。 日程第3、議案第3号「農地法に基づく熊野町農業委員会の「別段の面積」の廃止について」ご異議はありませんか。 |
| 議場 | (全員：異議なし) |
| 議長 | 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第3号「農地法に基づく熊野町農業委員会の「別段の面積」の廃止について」は、原案どおり承認することに決定しました。 |
| 議長 | 続いて、日程第4 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。 |
| 事務局 | 熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、12月に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。 報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、19ページからのとおり、出来庭1件、萩原1件、新宮1件の計3件です。 以上です。 |
| 議長 | ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。 |
| 事務局 | (事務連絡) |
| 議長 | ありがとうございました。 次回の農業委員会は2月20日(月)に開催予定です。 議案については2月10日(金)以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和5年第1回熊野町農業委員会を閉会します。 |